

評価項目及び評価基準【看護小規模多機能型居宅介護】

項目番号	評価項目	評価基準
1 法人の適格性		
(1)	法人の理念・姿勢	法人の基本理念・経営理念(方針)が確立されているか。また、職員や利用者への周知が図られているか。
(2)	運営実績・経験	当該事業をはじめ介護保険事業において十分な運営実績・経験を有しているか。
(3)	個人情報保護、職員の守秘義務、その他法令等の遵守に関する取組み(労働関係法令の遵守を含む。)	個人情報の保護や職員の守秘義務について必要な措置がとられ、個人情報の適正な取扱いが期待できるか。介護保険法、労働関係法令をはじめとした各種法令等の遵守に関する方針が確立されており、適正な運営が期待できるか。
(4)	利用者への情報提供・情報公開又は情報公表に関する考え方	利用(申込)者が必要な情報を容易に収集できるよう情報提供や情報公開に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。自己評価・外部評価及び情報公表が義務付けされている場合は、その趣旨を理解し、サービスの改善及び質の改善を図る意識はあるか。
(5)	運営の適正化・効率化への取組み	適正かつ効率的な事業運営を行うための経営努力に関する取組みがなされているか。
2 経営の安定性・継続性		
(1)	法人の経営状況	法人の財務状況が良好であり、当該施設の設置運営に支障がないか。
(2)	建設費・用地取得費・運営資金の資金計画・収支計画	建設等に必要な資金について、その調達方法など資金計画が確実であるか。また、借入金がある場合は償還が確実に履行される見込みがあるか。妥当な収支計画が立てられており、安定的な運営が見込まれるか。
(3)	建設用地及び建物の確保、土地利用・施設建設規制の調整、人員配置の確保及び事業スケジュール	建設用地及び建物の確保が確実に見込まれるか。また、用地の開発、造成及び建設にあたっての開発許可等、必要な許認可が得られる見込みがあるか。人員配置は適正か。工程及び開設までの職員採用・研修計画が具体的に示されており、実現性のある計画となっているか。
3 事業に対する企画力		
(1)	質の高いサービス提供に向けた取組み	質の高いサービス提供に向けた取組みが期待できるか。
(2)	独自提案(強調したい点、特徴、施設や設備面での利用者への配慮など)	ハード・ソフト面に限らず、先見性や独自性に富んだ創意工夫や考え方など、特色のある提案があるか。
(3)	事業所運営の基本的な考え方	事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであるか。
(4)	介護の方針	利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って介護が行われるよう計画されているか。
4 運営全般		
(1)	事故防止への取組み及び事故発生時の対応	利用者の誤嚥や転倒など日常的な事故防止や事故発生時の対応、再発防止のための対策などが具体的に計画されており、適切な対応又は指導が期待できるか。
(2)	衛生管理体制	施設又は事務所の日常的な衛生管理や食中毒及び感染症等の発生防止、発生時の対応並びに再発防止のための対策などが具体的に計画されており、適切な対応が期待できるか。
(3)	非常災害対策	火災や天災など非常災害時等(原子力災害を含む。)の危機管理体制や利用者及び職員の避難、救出の実施方法等について具体的に計画されており、適切な対応が期待できるか。
(4)	日常生活上の支援	利用者の状態や趣味・嗜好に応じた日常生活上の支援(例えば、食事、褥瘡、入浴等への対応)が適切に行われるよう計画されているか。
(5)	利用者等の人権・尊厳の保持及び虐待防止に対する考え方・取組み	利用者等の人権の保護及び尊厳の保持に関する方針や具体的な取組みがあるか。また、虐待防止や虐待対応に関する方針や具体的な取組みがあるか。
(6)	利用者の重度化への対応やターミナルケアへの取組み	利用者の重度化への対応やターミナルケアに対する考え方が確立されており、適切な対応が期待できるか。
(7)	苦情処理・解決体制	苦情に迅速、かつ、適切に対応するための必要な措置が計画されているか。また、苦情をサービスの質の向上に活かすための適切な取り組みが期待できるか。
(8)	利用料の設定根拠	利用料は適切な価格設定となっているか。また、利用料の設定根拠は適正であるか。

項目番号	評価項目	評価基準
(9)	地域との交流、地域住民との連携・協力体制やボランティアの受け入れに関する取組み	事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域と交流を図るための基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。
(10)	家族等との連携体制	入所・通所施設の場合においては、地域住民との連携やボランティアの受け入れ、避難訓練等への地域住民の参加について具体的に計画されており、積極的な取組みが期待できるか。
(11)	運営推進会議の設置及び活用に関する考え方	利用者の家族等との連携(家族の意見、家族への情報提供等)に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。
(12)	開設にあたって地域住民の理解を得るための取組み	入所・通所施設の場合においては、利用者と家族及び家族同士交流の機会の確保に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。
(13)	協力病院・協力歯科医療機関及び他の介護保険施設等との連携及び健康管理体制	運営推進会議の構成員や会議の内容について、具体的な計画があるか。また、同会議を施設の運営に活かしていくための具体的な考えがあるか。
(14)	食事に対する考え方	事業所の開設にあたり、住民説明会を開催するなど地域住民の理解と賛同を得るための具体的な取組みを行う計画があるか。
(15)	通いサービスを利用していない日における登録者への関わりについて	協力病院・協力歯科医療機関及び他の介護保険施設等との連携体制に関する基本的な考え方や具体的な計画があるか。また、医師又は看護職員による利用者の健康状況への注視や必要に応じた健康保持への適切な措置が常に行われるよう計画されているか。
5 職員体制		
(1)	職員の採用についての考え方や配置計画、人材確保の取組みなど	栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供又は指導に関し、適正な取組みが期待できるか。
(2)	職員の育成・研修制度の内容や職場の環境づくり、待遇に関する取組み	登録者が通いサービスを利用していない日においても、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスが提供されるよう計画されているか。
(3)	市民雇用の考え方	職員の採用についての考え方や配置計画(配置人数、有資格者・経験のある職員の配置など)、人材確保の取組みに対して具体的な計画があるか。
6 立地条件、施設・設備		
(1)	立地条件	職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくり、職員の待遇(昇給・賞与の有無など)等に関する基本的な考え方や具体的な取組みがあるか。職場内での研修や外部の研修を利用するなど、介護従業者をはじめとする職員の資質の向上を図るための具体的な計画内容であるか。
(2)	施設・設備の構造	市民雇用について積極的な考えはあるか。
		地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。周辺の交通環境や地形において危険な場所が無く、騒音、悪臭、振動、日照等の周辺環境が利用者の生活を健全に維持できる環境にあるか。火災などの非常災害時に緊急車輛等の進入がスムーズに行えるよう十分な幅員を有する道路(通路)に面しているか。
		指定基準に適合した構造となっているか。